

「繰上返還申込書」について

1 繰上返還について

全額または一部を繰り上げて返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりです。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利子はありません。ただし、据置期間利息はかかります。

月賦・半年賦併用返還の人が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。

2 手続き方法

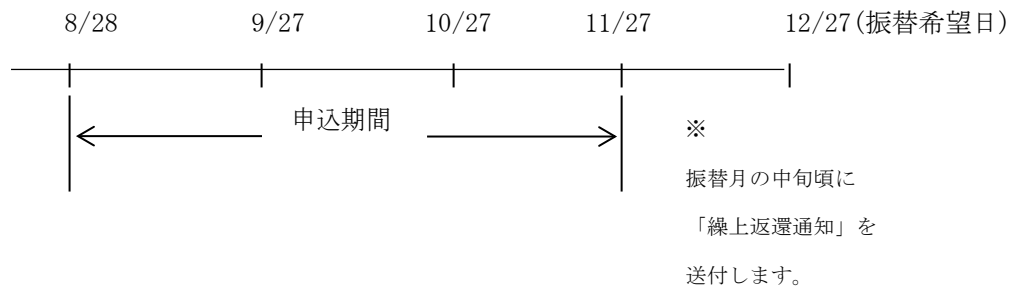
奨学金の全額又は一部繰上返還を希望する場合は、繰上返還を希望する月の振替日の1か月前までに、「繰上返還申込書」に、希望する繰上回数若しくは上限金額をご記入の上、日本学生支援機構まで郵送でお送りください。なお、確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

「繰上返還申込書」を受け付けましたら、改めて、27日の振替日に引き落とされる金額を、返還月の中旬頃に「繰上返還通知」で連絡いたします。

(申込期間について)

繰上返還申込書の受付は、繰上返還を希望する月の1か月前に締め切ります。締め切り前3か月間が申込期間となります。

〔例〕 12月27日に繰上返還を希望する場合



3 送付先

〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号

日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課

繰上返還についてはスカラネット・パーソナルでも申込みができます。

「スカラネット・パーソナル」とは、ご自身の奨学金に関する情報（返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（残元金）等）の閲覧や、転居・改姓・勤務先変更の届出・繰上返還等の申込みができるサービスです。

⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do